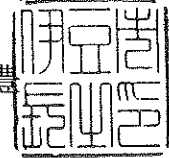




伊市環第29号  
令和4年4月22日

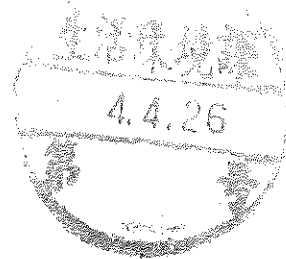
静岡県知事 川勝 平太 様

伊豆市長 菊地 豊



「一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）  
環境影響評価準備書」に関する意見について（回答）

令和4年4月13日付け環生第14号による照会について、別紙のとおり回答します。



担 当 市民部環境衛生課  
電話番号 (0558) 72-9857  
FAX番号 (0558) 72-9899

(別紙)

## はじめに

伊豆縦貫自動車道の今回の環境影響評価準備書の対象区間は、伊豆地域の活性化、広域交通の円滑化、一般国道414号の渋滞の解消を図るとともに、地震・台風・集中豪雨等の災害時には緊急輸送路としての利用が期待されている。

対象地域については、浄蓮の滝、滑沢溪谷、太郎杉、天城山隧道、湯ヶ島温泉等の伊豆半島ジオパーク（ユネスコ世界ジオパーク登録）のジオサイト・ジオポイント、観光資源及び主要景勝地を多数有することから、多くの観光客が訪れる観光地であるとともに、「静岡水わさびの伝統栽培」として世界農業遺産認定を受けたわさび田による営農が行われている。

さらに、長野地区の棚田やのどかな風景、スコリア火山円錐丘の鉢窪山、踊子歩道、太郎杉歩道、天城遊歩道等、先人たちが守り、育んできた貴重な自然資源・観光資源も多数存在する。

これらの観光資源、自然環境及び生活環境と当該道路整備が両立することを強く望むとともに、環境への影響をできる限り低減するよう、環境影響評価の手続において述べられた意見や調査によって得られた知見、専門家等からの意見、情報等を可能な限り事業に反映していただきたい。

## 全般的事項

- 1 予測及び評価に不確実性がある項目並びに環境保全措置に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に可能な限り詳細な内容を記載し、事後調査を実施すること。また、事業実施段階において、新たに環境への著しい影響が確認された場合は、環境保全措置を実施するとともに、事後調査報告書に記載すること。
- 2 事業実施段階において環境保全措置の検討を行うとしている項目や必要に応じ実施した環境保全措置については、実施した内容とその効果について、事後調査報告書に記載すること。
- 3 評価書の縦覧等に当たっては、住民や地元関係機関等の周知に努め、事業に対する十分な理解を得ること。

## 個別事項

### 1 大気質、騒音、低周波音及び振動

- (1) 建設機械の稼働及び工事用車両の運行に対し、環境保全措置を実施すること。
- (2) 供用後の自動車走行に係る騒音について、住居等の保全対象に合わせた騒音レベルを測定し、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。

- (3) 集落が近接する湯ヶ島地内（長野区及び茅野区）においては、工事用車両の運行及び供用後の自動車の走行に関し、丁寧な地元説明を実施すること。

## 2 水環境

- (1) 工事中の濁水、アルカリ排水等については、適切な濁水処理やpH調整を行い、確認の上、排水先の河川の流量、水質を考慮し放流すること。
- (2) 工事中及び供用時に発生するトンネル湧水は、水質及び水量に不確実性があることから、事後調査を実施し、排水先の河川の流量及び水質を考慮し排水するなど、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。
- (3) 市の特産品であり、地域の主要産業であり、伝統的農法によるわさびの営農に影響が生じないように、わさび田に対し、最大限の保全措置を講じること。特に、わさび田を構成する湧水・水源及び適切な日射量を保全するとともに、わさび田及び沢に道路排水等の圃場で利用できない水を流入させないこと。やむを得ず影響が生じる場合、必要な対策、補償等の措置を講じること。事業の実施段階においても、わさびの営農者に対しては、特に丁寧な説明を行うこと。
- (4) 伊豆市田沢地区に浅井戸、湯ヶ島地区（鉢窪山付近）にわさび田の水を利用した水源があることから、工事の影響により水源の水量減少及び水質の変化が発生するおそれがあるため、十分な調査を実施すること。
- (5) 湯ヶ島周辺の源泉と温泉保護地域を大きく迂回した道路計画であるが、温泉に対して細心の注意を払い事業を実施すること。
- (6) トンネル工事等により生じる地下水は大切な資源であるため、水道事業の基盤の強化及び公衆衛生の向上と生活環境の改善に向け、地元及び伊豆市に対し、地下水の利活用について配慮すること。

## 3 動物・植物・生態系

- (1) 希少動物への影響を最小限にとどめるとともに、影響の回避、低減を図ること。
- (2) 保安林等、保全すべき森林について、従前又は同等の機能が残置されるよう、適切な対応を図ること。

## 4 景観

- (1) 主要な展望地、景観資源および展望景観への影響を回避すること。影響の回避が困難な場合、影響が低減されるよう、最大限の措置を講じること。
- (2) 荒原の棚田、鉢窪山及び滑沢渓谷について、工事の実施及び道路の存在による影響の不確実性があると考えられるため、特にきめ細かな対策を講じること。
- (3) 滑沢渓谷周辺において、ハイキングコースからの眺望そのものが観光・景観資源を形成しており、道路構造物が視認されることは、眺望景観に影響を及ぼすことが懸念されることから、道路構造物の規模、形状、色彩等、様々な視点

から十分な検討を行うとともに、フォトモンタージュ等による予測・評価を実施し、景観への影響を回避又は低減できるよう必要な保全措置を講じること。

## 5 ユネスコ世界ジオパーク、文化財

- (1) 滑沢溪谷、鉢窪山等のジオサイトへの影響が回避、低減されるよう、適切な措置を講じること。
- (2) 指定文化財について、現在の価値が保存されるよう、適切な措置を講じること。
- (3) 埋蔵文化財について、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

## 6 建設発生土

- (1) 建設発生土等は、再利用を進め、環境負荷の低減を図ること。
- (2) 建設発生土の再利用については、農業等に活用したい旨の地元からの意見もあるため、伊豆市、地元自治会、関係機関等に対し、活用ニーズの把握に努めていただくこと。

## 7 その他

- (1) 道路の存在による住居等への日照障害に配慮すること。特に集落内に高架橋が建設される長野区については、影響の低減を図るとともに、近隣の住民等に対し、丁寧な説明を行うこと。
- (2) 中間インターチェンジ周辺は、集落及び観光施設に近接していることから、誤進入防止のための適切な誘導サインに加え、円滑な移動経路を確保すること。
- (3) 事業化後、必要となる法令上の手続を確実に行うこと。なお、対象地域は自然公園地域、森林地域又は農業地域であるため、特に、環境及び農林業に係る手続を慎重に行うこと。
- (4) 事業地周辺の森林地域においては、大型重機や車両等を使用した森林施業が行われているため、道路工事により分断される林道等の機能回復の際には、林道管理者及び森林施業者に対し、協議、調整等を確実に行うこと。